

答 申

1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が「動画データH〇〇. 〇〇. 〇、H〇〇. 〇〇. 〇〇（平成〇〇年度指導改善研修の授業実習記録報告書）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成27年6月5日付けで行った全部開示決定は、妥当である。

2 異議申立て等の経緯

（1）処分の経緯

異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成27年4月7日付けで、「平成〇〇年度指導改善研修の授業実習を記録したビデオ（私に係る）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）外9件の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき平成27年6月5日付けで、存在するものについてのみ本件対象保有個人情報として特定し全部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知し開示を行った。

（2）異議申立ての経緯

申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、実施機関に対し平成27年8月5日付けで、存在する全てのデータの開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件異議申立てについて平成27年9月25日、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。

イ 当審査会は、平成27年9月25日、実施機関から理由説明書の提出を受けた。

ウ 当審査会は、平成27年11月4日、実施機関から意見聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

- (1) 本件対象保有個人情報、県立総合教育センター（以下「センター」という。）の担当職員が、平成〇〇年度指導改善研修における申立人の授業実習を録画した動画データのうち平成〇〇年〇〇月〇日及び同月〇〇日分である。本動画データは、申立人の状況を複数の目で確認するとともに、課題を明らかにし、申立人の研修を充実させるために録画したものである。
- (2) 本動画データは、学校研修日の授業を全て録画したのではなく、申立人が教員として授業を行うに当たり課題となる部分を中心に録画し、センターのサーバーに保存していたものである。また、本動画データは、申立人の授業を部分的に録画したものであり、使用目的を達成した動画データは、古いものから順に消去したため、開示した動画データを除き不存在である。
- (3) 保存した動画データについては、授業後の研修において特に必要な場面を申立人に視聴させながら指導を行った。指導が特に必要な場面だけを視聴させたので、申立人が見えていない動画データもあった。
- (4) センターでは、本件開示請求日である平成27年4月7日現在で残っている動画データを本件対象保有個人情報とし、その動画データを期日ごとに編集してDVD-Rに保存し、開示したものである。部分録画したデータであり、場面が途切れた状態であることは不自然ではない。もし、動画データが収まらないのであれば、もう1枚別のDVD-Rに収録していたのであり、残りのデータがあるわけではない。
- (5) 録画したデータはCD-R化しておらず、サーバーのデータを消去しているので、複製することは不可能である。

5 審査会の判断

- (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、平成〇〇年度指導改善研修において申立人の授業実習を

録画した動画データのうち、平成〇〇年〇〇月〇日及び同月〇〇日分である。

指導改善研修とは、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条の2に基づき、児童等に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて指導の改善を図るために任命権者が実施しなければならないものであり、同研修終了時、任命権者は、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならないものである。

実施機関は、本件対象保有個人情報と特定するとともに、その他の本件開示請求の対象となる動画データ（以下「本件廃棄済み動画データ」という。）は廃棄したため、存在するものについてのみ全部開示決定を行った。

これに対して、申立人は、「本件対象保有個人情報のデータが不十分である。……まだデータが存在するのではないかという疑いがあるため、存在する全てのデータを開示していただきたい。」と主張するので、当審査会は、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について以下検討する。

（2）本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

当審査会が実施機関から事情を聴取したところ、本件対象保有個人情報は、申立人に係る平成〇〇年度指導改善研修における授業実習のうち、特に必要とされる場面を部分的に録画した動画データの2日分である。当該授業実習のうち録画されたのは平成〇〇年〇月から〇〇月にかけて行われた7日分で、残り5日分の動画データについては、申立人が平成27年3月31日付けで〇〇〇〇〇〇となったため、その翌日の4月1日以降順次廃棄していたが、同月7日付けで申立人から本件開示請求があったことから、残っていた本件対象保有個人情報を全部開示決定したとのことである。

この点について検討すると、本件廃棄済み動画データは、申立人に係る平成〇〇年度指導改善研修において、申立人の状況を複数の目で確認するとともに、課題を明らかにし、申立人の研修を充実させるために録画したものである。そして、平成27年3月31日をもって利用目的及び保有目的を達成したことから、同年4月1日以降は保管する必要性がなくなったと言える。また、条例第5条第2項では「利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」と規定しており、利用目的を達成した個人情報は速やかに廃棄すべきである。

申立人は、平成〇〇年度指導改善研修は8日間も行われたのに、申立人が見せられ

ていない動画データが多々あり、また、開示されたDVD-Rの容量一杯にデータが収録され、データも途中で終わっているなど、まだデータが残っていると考える方が自然であると主張する。

この点につき、当審査会が審査会事務局職員に本件対象保有個人情報を確認させたところ、動画データは、申立人の主張するとおり、授業実習の場面が途切れた状態で録画されたものとなっているが、そもそも本件対象保有個人情報及び本件廃棄済み動画データは、授業実習のうち申立人に対する指導が特に必要な場面を部分的に録画したものであるから、指導の際に申立人が見せられていない動画データがあることも、動画データが途中で終わっていることも不自然とは言えない。

したがって、本件廃棄済み動画データは存在せず、開示請求日現在で残っていた本件対象保有個人情報について全部開示決定を行ったとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、実施機関の主張は信用できる。

以上のことから、実施機関が本件開示請求につき本件対象保有個人情報を特定し、全部を開示した決定は、妥当である。

(3) 本件廃棄済み動画データについて

実施機関は、本件処分を行って申立人に開示する際、本件廃棄済み動画データは消去済みであるため不存在であると口頭で説明したとのことであるが、本件開示請求に係る保有個人情報を実施機関が保有し、その後一部廃棄したことを確認したのであるから、本件廃棄済み動画データについても本件開示請求の対象保有個人情報として、条例第21条第2項に基づき開示をしない旨の決定をするのが適切であった。

しかし、本件廃棄済み動画データが存在しないことについては上記(2)のとおりであるので、当審査会としては、本件廃棄済み動画データを対象保有個人情報として、実施機関が改めて開示をしない旨の決定を行うことまでは必要ないものとする。

また、本件処分は本件対象保有個人情報の全部開示決定であるが、本件廃棄済み動画データは開示されていない。このため、本件処分に対して申立人がする異議申立ては妨げられないから、申立人の権利保護に欠けるところもない。

(4) 申立人のその他の主張について

申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、田村泰俊、西田幸介

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成27年 9月25日	諮問を受ける（諮問第141号）
平成27年 9月25日	実施機関から理由説明書を受理
平成27年10月 6日	審議
平成27年11月 4日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成27年12月 8日	審議
平成28年 1月 5日	審議
平成28年 2月17日	審議
平成28年 3月23日	答申